

ディスクロージャー分析～ 2019年3月期の新会計基準等の適用状況の開示分析

2019年3月期の有価証券報告書では、事業報告と有価証券報告書との一体的開示、役員報酬や政策保有株式についての情報提供に加えて、いくつかの新会計基準等が適用となっており、その中でも多くの会社が適用対象となっている税効果会計関連の会計基準の適用状況について調査・分析を行う。具体的にはJPX日経インデックス400（2019年7月現在）のうち、2019年6月1日から2019年6月30日までに有価証券報告書を提出している3月末決算の会社（304社）を調査対象として、以下の3つの会計基準について、対象会社が有価証券報告書に

どのような記載を行っていたか、調査・分析を行う。

- ・企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（以下「税効果会計一部改正」という）
- ・企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果会計適用指針」という）
- ・企業会計基準適用指針第26号の改正「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という）

下表は調査事項のサマリー表である。

	1. 税効果会計一部改正	2. 税効果会計適用指針	3. 回収可能性適用指針
304社中、適用している旨を記載している会社数	286社	31社	4社
適用している旨を記載している割合	94%	10%	1%

1. 「税効果会計一部改正」を適用している旨を記載している会社 304社中286社

「税効果会計一部改正」は、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法に関する改正であるため、適用している旨を記載している会社はすべて（表示方法の変更）に記載をしていた。今回の改正により、繰延税金資産を投資その他の資産、繰延税金負債を固定負債に表示した結果、

今までは相殺することができなかった繰延税金資産と繰延税金負債が相殺可能になるケースがあり、その場合には当年度に合わせて前年度を組替える必要がある。適用している旨を記載している286社のうち、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示している旨を記載している会社が137社あり、約半数の会社が前年度の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示していた。

2. 「税効果会計適用指針」を適用している旨を記載している会社 304社中31社

「税効果会計適用指針」は、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」及び「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を改正するものであり、その適用によりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として

取り扱う。そのため、適用している旨を記載している会社のうち、31社中30社は（会計方針の変更）に記載しており、残りの1社は（追加情報）として適用している旨を記載していた。また、（会計方針の変更）として記載している30社のうち、その影響に関する記載は下表のとおりであり、遡及適用を行い、前年度については遡及適用後の財務諸表としている会社が25社と最も多かった。

遡及適用している旨を記載	25社	83.34%
「当事業年度に与える影響はありません」と記載	2社	6.67%
「これによる影響はありません」と記載	1社	3.33%
「影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません」と記載	1社	3.33%
「当該変更に伴う影響は軽微であります」と記載	1社	3.33%
合計	30社	100.00%

3. 「回収可能性適用指針」を適用している旨を記載している会社 304社中4社

「回収可能性適用指針」は、（分類1）（注）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いを定めたものであり、

『（分類1）に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする』と『原則として』との文言が追加された。ただし、例外的なケースはあまりないため、適用している旨を記載している会社は4社であり、すべて（会計方針の変更）に記載していた。また、当該取扱いに関しては経過的な取扱いは定められていないため、新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用することになる。適用している旨を記載している4社中2社は遡及適用を行い、その影響額に関する

記載を行っていたが、残りの2社は改正による影響はなく、当年度の財務諸表に与える影響はない旨を記載していた。

（注）「回収可能性適用指針」（（分類1）に該当する企業の取扱い）

17. 次の要件をいずれも満たす企業は、（分類1）に該当する。

(1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。

(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

18. （分類1）に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

税効果会計関連の3つの会計基準の改正について、適用している旨を記載している会社数は会計基準ごとに大きく異なっていた。「税効果会計一部改正」は、ほとんどの会社に影響がある改正であるため、9割以上の会社が適用している旨を記載していたが、「回収可能性適用指針」を記載していたのは約1割の会社、「回収可能性適用指針」を記載していたのは4社だけであった。これは両会計基準がすべての会社に該当する会計基準ではないためであり、必ずしもすべての会計基準について記載する必要はない。次回の有価証券報告書においても新たな会計基準等の改正があるため、会社ごとの会計方針

に合わせて記載の要否を検討することが望まれる。

そして、3月末決算の会社は「記述情報の開示に関する原則」が次回の有価証券報告書から適用となる。「記述情報の開示に関する原則」は、財務情報以外の開示情報である、いわゆる「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたものである。取締役会や経営会議における議論を有価証券報告書に反映することが求められており、経営者が開示書類作成の初期から、開示内容の検討に積極的に関与することが期待される。

以 上